

入院時食事療養について

当病院は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食：午後 6 時以降）適温で提供しています。

入院時食事療養費の標準負担額について（1食につき）

70 歳未満の方

区分		標準負担額
一般（住民税課税世帯）		1食 550円
住民税非課税世帯	90日以下	1食 270円
	91日以上	1食 220円

70 歳以上の方

区分		標準負担額
一般（住民税課税世帯）		1食 550円
住民税非課税世帯（低所得者Ⅱ）	90日以下	1食 270円
	91日以上	1食 220円
住民税非課税世帯（低所得Ⅰ）		1食 130円